

使用料の見直し（案）

公の施設の名称	大分県青少年の森
---------	----------

以下は令和8年第1回定例県議会へ提案した条例改正案の内容です。
県議会で条例が可決された場合、令和8年4月1日から施行する予定です。

（単位：円）

使用料の名称・区分		単位	料金		
			改定前	改定後（案）	改定見込額
レクチャールーム使用料		一日	2,500	<u>2,700</u>	200
		半日	1,250	<u>1,350</u>	100
自転車使用料	中学生・小学生	一台一回	210	210	0
	一般	一台一回	310	310	0
変形自転車使用料	中学生・小学生	一台二時間	210	210	0
	一般	一台二時間	310	310	0
一輪車使用料	中学生・小学生	一台二時間	210	210	0
	一般	一台二時間	310	310	0
マウンテンバイク使用料	中学生・小学生	一台二時間	210	210	0
	一般	一台二時間	310	310	0
サイクリングセンターレクチャールーム使用料		一日	4,700	<u>5,050</u>	350
		半日	2,700	<u>2,900</u>	200

【備考】

改正前	改正後（案）
1 「中学生・小学生」とは、中学校の生徒、小学校の児童及びこれらに準ずる者をいう。	1 （同左）